肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱

平成23年４月１日付け22農畜機第4380号
一部改正　平成23年５月25日付け23農畜機第 847号
一部改正　平成24年４月１日付け23農畜機第5245号
一部改正　平成25年４月１日付け24農畜機第5464号
一部改正　平成26年４月１日付け25農畜機第2729号
一部改正　平成26年５月30日付け26農畜機第1043号
一部改正　平成26年９月30日付け26農畜機第2729号
一部改正　平成27年４月１日付け26農畜機第5746号
一部改正　平成27年５月11日付け27農畜機第 486号
一部改正　平成27年10月29日付け27農畜機第3427号
一部改正　平成28年３月30日付け27農畜機第5499号
一部改正　平成28年５月９日付け28農畜機第 867号
一部改正　平成28年10月７日付け28農畜機第3489号
一部改正　平成28年10月21日付け28農畜機第3685号
一部改正　平成29年３月29日付け28農畜機第6598号
一部改正　平成29年８月９日付け29農畜機第2679号
一部改正　平成30年３月16日付け29農畜機第6667号
一部改正　平成30年３月27日付け29農畜機第6821号
一部改正　平成30年５月25日付け30農畜機第1309号
一部改正　平成30年７月16日付け30農畜機第2384号
一部改正　平成30年８月３日付け30農畜機第2739号
一部改正　平成30年９月28日付け30農畜機第3683号
一部改正　平成30年10月９日付け30農畜機第3828号
一部改正　平成30年10月31日付け30農畜機第4298号
一部改正　平成30年11月９日付け30農畜機第4455号
一部改正　平成31年３月28日付け30農畜機第7603号
一部改正　令和元年７月８日付け元農畜機第2234号

我が国の肉用牛生産が、中山間地域の基幹的な農業部門として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることから、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策、肉用牛流通促進対策及び肉用牛導入支援対策等肉用牛生産に係る経営安定対策を補完する取組に対

し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第２号の規定に基づき補助することとし、もって、国産牛肉の安定供給を図るものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年３月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成 31 年度畜産業振興事業に係る公募要領（平成 31 年１月 11 日付け 30 農畜機第 5638 号）又は平成 31 年度畜産業振興事業に係る追加公募要領（平成 31 年３月１日付け 30 農畜機第 6848 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第２　事業の名称等

本事業の名称等は、次のとおりとする。

１　肉用牛生産基盤強化等対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添１のとおりとする。

２　地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添２のとおりとする。

３　肉用牛流通促進対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添３のとおりとする。

４　肉用牛導入支援事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添４のとおりとする。

第３　その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第２の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

2　肉用牛導入資金保証基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号。以下「肉用牛導入資金要綱」という。）は、廃止する。

3　この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱に係る保証債務については、この要綱の別添５の第１の１の保証債務とみなす。

4　この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱第３の１の保証基金については、平成 22 年度事業をもって閉鎖し、社団法人日本家畜商協会は第３の４の規定に基づき、保証金の補助金に相当する金額を機構に返還するものとする。

5　この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱第７の３の実績報告、第７の４の基金管理状況報告及び第８の帳簿等の整備保管等の規定については、なお従前の例による。

附　則（平成 23 年５月 25 日付け 23 農畜機第 847 号）

この要綱は、平成 23 年５月 25 日から施行し、平成 23 年４月１日から適用する。

附　則（平成 24 年４月１日付け 23 農畜機第 5245 号）

1　この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

2　平成 23 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農畜機第 4380 号）の別添１の第９、別添２の第６、別添３の第９、別添４の第７、別添５の第２の３、別添６の第７並びに別添７の第６及び第 10 の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成 25 年４月１日付け 24 農畜機第 5464 号）

1　この要綱の改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

2　平成 24 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成 26 年１月８日付け 25 農畜機第 4043 号）

この要綱の改正は、平成 26 年１月８日から施行する。

附　則（平成 26 年４月１日付け 25 農畜機第 5675 号）

1　この要綱の改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

2　平成 25 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、な

お効力を有するものとする。

3　平成 25 年 11 月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に発生した豪雪被害により、市町村から豪雪による畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面（以下「罹災証明書等」という。）の交付を受けた者は、本要綱の別添３の第２の３の(１)のイ及びウの要件を満たさない場合であっても、当該豪雪による被害を受けた繁殖雌牛の頭数を上限として、期中に導入又は保留した頭数を奨励金交付対象頭数とみなして奨励金を交付することができるものとする。

4　平成 25 年 11 月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に発生した豪雪被害により、市町村から罹災証明書等の交付を受けた者であって、別添３の第２の３の（１）の要件を満たす者にあっては、同第２の３の（３）の奨励金交付対象頭数に加えて、当該豪雪により被害を受けた繁殖雌牛の頭数を上限として、期中に導入又は保留した頭数を奨励金交付対象頭数とみなして奨励金を交付することができるものとする。

5　平成 22 年度に発生した口蹄疫に起因して生じた事態により、繁殖雌牛の育種価又は期待育種価が算定できない地域にあって、都道府県が推奨する種雄牛から生産された繁殖雌牛が、別添３の第２の３の（２）のオの要件と同等の育種価又は期待育種価であると理事長が特に認める場合には、同事業の奨励金交付対象牛とする。

附　則（平成 26 年５月 30 日付け 26 農畜機第 1043 号）

1　この要綱の改正は、平成 26 年５月 30 日から施行する。

2　本要綱の別添１の別表の１の（１）のウ及び（２）のウにおける農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第５条の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針終了日までの間になされた農用地の借入れについては、なお従前の例による。

附　則（平成 26 年９月 30 日付け 26 農畜機第 2729 号）

1　この要綱の改正は、平成 26 年９月 30 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

2　この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成 27 年４月１日 26 農畜機第 5746 号）

１　この要綱の改正は、平成 27 年４月１日から施行する。
２　平成 26 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成 27 年５月 11 日 27 農畜機第 486 号）

この要綱の改正は、平成 27 年５月 11 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則（平成 27 年 10 月 29 日 27 農畜機第 3427 号）

１　この要綱の改正は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。
２　平成 27 年台風第 18 号の被害により、市町村から畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する畜産関連罹災証明書の交付を受けた別添３の第２の３の（１）の要件を満たす者にあっては、平成 27 年 12 月 31 日現在の繁殖雌牛の飼養頭数から平成 27 年台風第 18 号後の繁殖雌牛の飼養頭数を差し引いた頭数を別添３の第２の３の（３）の規定にかかわらず、奨励金交付対象頭数とみなして、奨励金を交付することができるものとする。

附　則（平成 28 年３月 30 日付け 27 農畜機第 5499 号）

１　この要綱の改正は、平成 28 年４月１日から施行する。
２　この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
３　平成 27 年台風第 18 号の被害により、市町村から畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する畜産関連罹災証明書の交付を受けた者は、本要綱の別添２の第２の３の（１）のイの要件を満たさない場合であっても、平成 28 年 12 月 31 日現在の繁殖雌牛飼養頭数から平成 27 年台風第 18 号後の繁殖雌牛の飼養頭数を差し引いた頭数に、更に平成 27 年度の奨励金交付対象頭数を差し引いた頭数を別添２の第２の３の（３）の規定にかかわらず、奨励金交付対象頭数とみなして、奨励金を交付することができるものとする。

附　則（平成 28 年５月９日付け 28 農畜機第 867 号）

１　この要綱の改正は、平成 28 年５月９日から施行する。ただし、別添５の第１の事業については、平成 28 年４月 14 日から適用する。
２　この要綱の改正後の別添５の第１の事業について、平成 28 年４月 14 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号

の肉用牛経営安定対策補完事業（熊本地震緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 28 年 10 月 7 日付け 28 農畜機第 3489 号）

1　この要綱の改正は、平成 28 年 10 月 7 日から施行し、平成 28 年８月 16 日から適用する。

2　この要綱の改正以前に実施した別添５の第１の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。

3　この要綱の改正後の別添５の第１の事業のうち平成 28 年台風第７号等に係る事業について、平成 28 年８月 16 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の肉用牛経営安定対策補完事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 28 年 10 月 21 日付け 28 農畜機第 3685 号）

1　この要綱の改正は、平成 28 年 10 月 21 日から施行し、平成 28 年９月 17 日から適用する。

2　この要綱の改正以前に実施した別添５の第１の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。

3　この要綱の改正後の別添５の第１の事業のうち平成 28 年台風第 16 号による被災に係る事業について、平成 28 年９月 17 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の肉用牛経営安定対策補完事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知

の上で行うものとする。

附　則（平成 29 年３月 29 日付け 28 農畜機第 6598 号）

１　この要綱の改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

２　平成 28 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成 29 年８月９日付け 29 農畜機第 2679 号）

１　この要綱の改正は、平成 29 年８月９日から施行し、平成 29 年６月７日から適用するものとする。

２　この要綱の改正以前に実施した別添５の第１の１の(１)の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の別添５の第１の１の（２）事業について、平成 29 年６月７日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について､自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 30 年３月 16 日付け 29 農畜機第 6667 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年３月 16 日から施行し、平成 29 年 11 月１日から適用するものとする。

２　この要綱の改正前の別添５の第１の１に規定により実施された事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の別添５の第２の１の（２）事業について、平成 29 年 11 月１日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 30 年３月 27 日付け 29 農畜機第 6821 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　平成 29 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成 30 年５月 25 日付け 30 農畜機第 1309 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年５月 25 日から施行し、平成 29 年 11 月１日から適用するものとする。

２　この要綱の改正後の別添５の第２の１の事業について、平成 29 年 11 月１日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 30 年７月 16 日付け 30 農畜機第 2384 号）

この要綱の改正は、平成 30 年７月 16 日から施行し、平成 30 年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附　則（平成 30 年８月３日付け 30 農畜機第 2739 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年８月３日から施行し、平成 30 年５月 20 日から適用するものとする。

２　平成 30 年７月 16 日付け 30 農畜機第 2384 号によるこの要綱の改正の適用期日は、１と同様とする。

３　この要綱の改正後の別添５の第２の事業について、平成 30 年５月 20 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 30 年９月 28 日付け 30 農畜機第 3683 号）

この要綱の改正は、平成 30 年９月 28 日から施行し、平成 30 年北海道胆振東部地震又は平成 30 年台風第 21 号による畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附　則（平成 30 年 10 月９日付け 30 農畜機第 3828 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年 10 月９日から施行し、平成 30 年９月３日から適用するものとする。

２　平成 30 年９月 28 日付け 30 農畜機第 3683 号によるこの要綱の改正の適用期日は、１と同様とする。

３　この要綱の改正後の別添５の第２の事業について、平成 30 年９月３日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 30 年 10 月 31 日付け 30 農畜機第 4298 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年 10 月 31 日から施行し、平成 30 年９月 28 日から適用するものとする。

２　この要綱の改正後の別添５の第２の事業について、平成 30 年９月 28 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－１）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成 30 年 11 月９日付け 30 農畜機第 4455 号）

１　この要綱の改正は、平成 30 年 11 月９日から施行する。

２　この要綱の改正後の別添５の第２の２の事業における着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農

畜機第 48 号－１）14 の規定によるものとする。

附　則（平成 31 年３月 28 日付け 30 農畜機第 7603 号）

１　この要綱の改正は、平成 31 年４月１日から施行する。

２　平成 30 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和元年７月８日元農畜機第 2234 号）

この要綱の改正は、令和元年７月８日から施行する。